

令和5年度

取手市財政健全化審査意見書

取手市監査委員

## 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
	(1) 総合意見	1
	(2) 個別意見	2
	(3) 審査意見	2

## 令和5年度取手市財政健全化審査意見書

### 第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間（予備審査の期間を含む。）

令和6年7月22日から同年8月19日まで

### 第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

#### （1）総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

（単位：%）

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	—	0.0	12.08	20.00	黒字により比率無
②連結実質赤字比率	—	—	0.0	17.08	30.00	黒字により比率無
③実質公債費比率	7.1	6.7	0.4	25.0	35.0	
④将来負担比率	9.3	9.2	0.1	350.0		

## (2) 個別意見

### ① 実質赤字比率について

普通会計に相当する一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の実質赤字比率はなく、良好な状態が保たれていることが認められる。

### ② 連結実質赤字比率について

普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に関する特別会計も含め、当該団体の全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の連結実質赤字比率はなく、良好な状態が保たれていることが認められる。

### ③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の実質公債費比率は7.1%で、前年度より0.4ポイント増加したものの、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態が保たれていることが認められる。

### ④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和5年度の将来負担比率は9.3%で、前年度より0.1ポイント微増したものの、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態が保たれていることが認められる。

## (3) 審査意見

令和5年度一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は、早期健全化基準を相当程度下回っていることが認められた。引き続き健全な財政運営が持続するよう期待したい。